

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

当法人が将来にわたって事業を継続する前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券・・・償却原価法(定額法)

上記以外の有価証券

①時価のあるもの・・・期末日の市場価格に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品・・・定額法による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

役員退職慰労引当金・・・役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員の報酬等の支給の基準に関する規程」に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理については、税込処理によるものとする。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	157,217,964	22,782,036	37,289,303	142,710,697
小 計	157,217,964	22,782,036	37,289,303	142,710,697
特定資産				
管理運営資産	397,443,067	169,849,267	106,547,875	460,744,459
退職給付引当資産	4,075,860	340,160	0	4,416,020
サステナビリティ基金	0	16,860,000	16,860,000	0
復興支援募金	0	1,051,136	0	1,051,136
小 計	401,518,927	188,100,563	123,407,875	466,211,615
合 計	558,736,891	210,882,599	160,697,178	608,922,312

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
投資有価証券	142,710,697	142,710,697	0	0
小 計	142,710,697	142,710,697	0	0
特定資産				
管理運営資産	460,744,459	0	460,744,459	0
退職給付引当資産	4,416,020	0	0	4,416,020
復興支援募金	1,051,136	1,051,136	0	0
小 計	466,211,615	1,051,136	460,744,459	4,416,020
合 計	608,922,312	143,761,833	460,744,459	4,416,020

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
什器備品	3,179,470	3,179,462	8
合 計	3,179,470	3,179,462	8

6. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

	帳簿価額	時価	評価損益
基本財産			
第519回中部電力債	80,000,000	66,656,000	△ 13,344,000
小計	80,000,000	66,656,000	△ 13,344,000
特定資産			
小計	0	0	0
合 計	80,000,000	66,656,000	△ 13,344,000

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	1,501,065
特定資産受取利息	17,047
受取寄付金	0
受取賛助会費	16,860,000
合 計	18,378,112

8. 金融商品の状況について

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の大部分を運用益によって賄うため、債券および投資信託により資産運用する。なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

投資有価証券は、債券および投資信託であり、発行体の信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

①資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

②信用リスクの管理

債券については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

③市場リスクの管理

投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する。